

令和元年 第 1 7 回

## 江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和元年 9 月 1 0 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉	孝
教育長職務代理者	古巻	勲
委員	上野	操
委員	蓮沼	千秋
委員	石井	正治

事務局	教育推進課長事務取扱		
	教育委員会事務局参事	柴田	靖弘
	学務課長	田島	勉
	指導室長兼教育研究所長	近津	勉
	学校施設担当課長	石塚	修
	統括指導主事	傳田	学

書記	教育委員会事務局		
	教育推進課庶務係長	岡田	隆史
	同 主査	志村	一彦

千葉教育長	<p>開会時刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、令和元年第 17 回教育委員会定例会を開催します。 本日は、3 名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と石井委員にお願いします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。 初めに、第 38 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを審議いたします。</p> <p>本件は、教育に関する予算・条例案について、令和元年第 2 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。</p> <p>区議会に上程される前の議案に関することであり、政策形成過程にある案件でありますので、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 なお、第 38 号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とします。 傍聴人の方は退出をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人退室〕</p> <p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p>

<p>教 育 長</p> <p>柴田教育推進 課長事務取扱 教育委員会事 務局参事</p>	<p>それでは、内容について事務局から説明をお願いします。</p> <p>第38号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。</p> <p>1枚目には、区長から教育長に対する意見聴取についての文書をおつけしてございます。</p> <p>今回は、この記書きにありますとおり6点でございます。この6点のうち、3から6につきましては、前回の教育委員会定例会におきまして、議案として承認をいただいたところでございます。</p> <p>それでは、ご説明を申し上げます。</p> <p>1枚目をごらんください。</p> <p>令和元年度第3号補正予算概要（教育費）の案でございます。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>教育費、学校施設費、このうちの小岩小学校施設改築費の工事請負費、そして小岩第二中学校施設改築費の工事請負費、小松川第一中学校施設改築費の工事請負費でございます。</p> <p>それぞれの今回の補正額でございますが、小岩小学校につきましては2億300万、小岩第二中学校につきましては2億6,410万円、それから小松川第一中学校については2億9,140万円という額でございます。</p> <p>内容の欄に記載をさせていただいておりますが、既存校舎解体工事を令和2年4月当初から着手するため、令和元年度中に起工・業者選定を行う必要があるため、今回の補正の計上をしたというものでございます。</p> <p>続いて、繰越明許費でございますが、ただいまご説明を申し上げました歳出のこの予算につきましては、実際の解体工事の着手が令和2年4月当初からということになりますので、この執行につきましては令和2年に全て繰り越すという旨の記載でございます。その工事を4月から始めるためには、予算をもって業者の選定を行わなければならないということでの今回の予算措置でございます。</p> <p>3点目が、債務負担行為でございますが、こちらは教育費、教育指導費、教育活動事業費でございまして、期間を元年から2年と。金額につきましては、令和2年度の当初予算に計上する額となっております。</p> <p>内容でございますけれども、外国人英語科指導助手業務の委託、ALTと申し上げておりますけれども、この業務委託につきましては3年ごとに業者選定を行っております。今現在は平成28年度に選定を行いまして、29、30、令和元年と3年間、この委託事業者で行ってきております。来年度以</p>
---	---

降の事業につきましては、令和2年度から4年度に委託ということになりまして、この業者選定について、この元年度中に業者選定を行う必要があるということで、債務負担行為をここで計上させていただくという内容でございます。

1点目については以上でございます。

続きまして、2番目の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中、教育の事務に関する部分ということでございまして、新規の条例となりますので、全部の案文をお手元にお配りしてございます。

このうちの教育の事務に関する部分となっておりますけれども、その部分を申し上げます。

会計年度任用については、前回のときにちょっとご説明させていただきましたけれども、その中で第2条、第1項、第2号でございます。1ページ目でございます。フルタイム会計年度任用職員にあって、教特法第二条第二項に規定する講師に該当するもの（フルタイム講師）の給与、地域手当、こうした手当について定める給与を支給するという条文でございます。

この教特法ということでの該当するものが教育委員会で申し上げますと、幼稚園教育職員と、この中にうたい込まれております。

ただし、この規定にございますフルタイム講師というような任用は江戸川区では行っておりません。行ってはいないのですが、制度としてございますので、この条例の中には読み込むということで記載をされているものでございます。

同じくフルタイムの幼稚園教育職員に係る部分としましては、1ページをおめくりいただいて第8条の部分でございます。フルタイム会計年度任用職員（フルタイム講師を除く）には、ということで、こちらにもこのような教特法の幼稚園教育職員の部分がうたわれております。

というようなことで、その他15条、それから18条と記載はございますけれども、この部分にかかわって、区のこの条例の中に幼稚園教育職員の部分を読み込んだという、そういう条例となっております。

こちらにつきましては、ご説明は以上でございます。

続きまして、3番目から6番目に関しましては、前回、ご審議をいただいた内容でございますので、資料といたしましては新旧対照表をおつけしてございますが、説明の部分は省かせていただければと思います。

説明は以上でございます。

教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの件につきまして、何かご質問・ご意見ありますでしょうか。</p>
古 巻 委 員	<p>補正予算ですが、増額になったことについて、具体的な理由はありますか。</p>
石塚学校施設 担当課長	<p>今回、計上させていただきますのは、来年度から学校改築、新校舎建築する前段としまして、解体工事を行います。その予算に係るものを今回計上させていただきますいております。この歳出に当たりましては、市場価格等々反映させた形で見積もりを出しまして、それに基づいて補正予算として計上させていただきました。</p>
古 巻 委 員	<p>6,700万から2億に増額になっている理由を教えてください。</p>
学校施設担当 課長	<p>今までですと、当初予算で計上するところですが、事業の進行に伴いまして……。</p>
教 育 長	<p>小岩小の場合、当初の6,700万円はまず何か。補正額の2億300万円、これは何か。増額になっている部分は、中身が違うのではないですか。そこを説明してください。</p>
学校施設担当 課長	<p>学校によって額の差異はあるんですが、学校の規模ですとか施設等によるものです。ですので、基本の今回補正額で計上させていただくのは学校の解体に係る部分のみでございます。</p>
教 育 長	<p>当初の6,700万は何だったの。</p>
学校施設担当 課長	<p>もともと計上されておりましたのは、プール等の解体工事でございます。具体的には例えば小岩小学校ですとプール解体の他に旧小岩幼稚園の建物解体経費なども含まれておりまして、そういったものが計上されております。また、小岩第二中学校につきましてもプールの解体工事費を4,000万計上しております。また、小松川第一中学校につきましては、先行して解体するものがございませんでしたので、当初の計上はゼロとなっております。</p>
教 育 長	<p>要は、小岩小と小岩二中については、6,700万、4,400万円を当初計上してます。これはプールの解体を先に行ったので、その工事請負費と</p>

	<p>ということで当初予算に計上しました。今回、別の次のステップに移ったので、今度本校舎のほうの解体工事の分として、小岩小だと2億300万円で小岩二中だと2億6,400万円、小松川一中はプールの解体がなかったので、今回初めて補正予算で2億9,000万円という形で本校舎の解体を行いますというものです。</p> <p>今回、これで補正計上するのですが、今年度3月までには工事が終わらないので、次の段で繰越明許費という形でそのまま全額繰り越すということで示しております。</p>
石井委員	<p>会計年度任用職員の給与云々というのですが、お話いただいた第15条ですけれども、本文の言葉が頭に入ってこないのですけれども、この文言で大丈夫ですか。「休職にされたとき」というのは、どういうときなのでしょう。</p>
教育推進課長	<p>これ、教特法の第14条に該当する事由とございますけれども、これは公立学校の校長及び教員の休職の期間は結核性疾患のため、長期の休養を要する場合の休職においてはということで満2年とするとなっております、要するに結核性の疾患で休職させられた場合という規定となっております。</p>
石井委員	<p>それが、第15条で「休職にされたときは」で受けるので、法律上は正しい表現なんですか。</p>
教育推進課長	<p>これ自体は条文なので、確認をしております。</p>
石井委員	<p>あと、よくわからなかったのが、ここのところだけできる、できるというふうになっているんですけど。オートマチックに進行するんじゃなくて、何か申請が必要とかそういうようなニュアンスなんですかね。</p>
教育推進課長	<p>基本的には、休職期間は100分の100ということにはならないですね、原則としてはですね。ただ、この結核性の疾患のためにという場合においては給与の全額を支給するというのが法律文では書かれております。それがこの条例の文はできるということで記載しておりますので、原則論で支給しないものに対してもできるということです。</p>
上野委員	<p>本人の意思じゃなくて結核だから、休職にされたので、100分の100、そういうこと。だから、そういう書き方に……。</p>

石井委員	わかりやすく言うと、そういうことですね。ありがとうございます。
上野委員	だから、しなくてはいけないんでしょう。やむを得ない。
教育長	よろしいでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
教育長	他になければ、第38号議案の意見聴取に対しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
教育長	<p>それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。 秘密会はここまでとします。傍聴人の再入室を認めます。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会終了〕</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人再入室〕</p>
教育長	<p>次に、第39号議案、第46回全国学級経営研究大会・東京大会開催に伴う教育委員会後援名義使用承認についてを議題とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
近津指導室長	<p>第46回全国学級経営研究大会・東京大会の開催に伴う教育委員会の後援名義の使用の申請が提出されておりますので、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、本大会の名称でございますが、第46回全国学級経営研究大会・東京大会となります。主催者は、全国学級経営研究会、東京都小学校学級経営研究会でございます。</p> <p>なお、後援につきましては、現在、本申請を含む12団体の後援名義を申請中でございます。</p> <p>この後援名義の申請につきましては、今回が第1回目の申請になります。裏面をごらんください。5番でございます。</p> <p>この研究大会の目的でございますが、「未来を拓き、生きる力を育む学級経</p>

	<p>営」という研究主題に迫る実践研究の発表、そして協議会の開催ということでございます。これをもって教員の指導力の向上を図ることが目的でございます。</p> <p>日時・会場等でございますが、まず、日時が令和2年1月23日、午前11時から午後4時45分。会場は江戸川区立新堀小学校でございます。</p> <p>参加予定でございますが、全国から幼・小・中学校教員が集まりまして、約250名を予定してございます。</p> <p>その他、研究発表会の一次案内、全国学級経営研究大会の予算書、全国学級経営研究会の規約並びに東京都小学校学級経営研究会の規約を参考資料としておつけしてございます。</p> <p>ご説明は以上になります。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>何か、ご質問・ご意見ありますでしょうか。</p>
古 巻 委 員	<p>これは端的に申しますと、年に1回持ち回りで行われている大会で、今年度は江戸川区で開催すると、そういう理解でよろしいですか。</p>
指 導 室 長	<p>これは、基本的に全国学級経営研究会と東京都小学校学級経営研究会の共催という形で行われておりまして、昨年度は新宿区の鶴巻小学校で開催されました。</p> <p>主に、この東京都小学校学級経営研究会の会長職たる者の学校で開催されるということが通例になっているとのことでございます。</p>
古 巻 委 員	<p>ということは、会長がかわると、その会長のところでやるということで、順番にやるとかというのではなくして。</p>
指 導 室 長	<p>左様でございます。会長がかわると会長の学校で行うということでございます。</p>
古 巻 委 員	<p>ということは、今現在の会長と副会長のお二方がかわらないうちは、このお二方のどちらかで開催していくということですね。</p>
指 導 室 長	<p>ご説明が不足して申しわけございませんでした。資料の最後の東京都小学校学級経営研究会の規約並びに役員の一覧をごらんいただきますと、先ほど</p>

	<p>の本区の新堀小学校谷戸校長が東京都小学校学級経営研究会の会長職にございます。こちら、東京都小学校学級経営研究会の会長職の学校が会場となるのが通例でございます、この会の会長職もほぼ1年ですので、会長職は交代してまいりますので、基本的には1年ごとに会場が変わるということでございます。</p>
古 巻 委 員	<p>再任はそのため。</p>
上 野 委 員	<p>今、任期ですけども、規約の8条で、役員を選出は云々ということで任期は2年、9条ね。会長も役員なんでしょう。だから任期は2年なんだから。1年として。</p>
指 導 室 長	<p>今、おっしゃっていただきましたのは、こちら全国学級経営研究会のほうは、そういった規約で役員が変わりますということでございます。</p>
上 野 委 員	<p>東京都は違うんですか。</p>
指 導 室 長	<p>東京都小学校学級経営研究会ではございますが、この全国の会の下部組織ではあるんですが、東京都の学級経営研究会においては、第6条にございます任期は1年とする。再任は妨げないということでございます。</p>
上 野 委 員	<p>わかりました。</p>
石 井 委 員	<p>すごく細かいことで、運営上の事柄についての質問になってくるんですけども。この1ページ目の時程を拝見いたしますと、お昼のときに全国の理事会が開催されて、これは全国学級経営研究会の理事会と思われるんですけども、一方で小学校の学級経営研究会も後ろの規約を拝見いたしますと第4章第11条に総会は年1回開きということになっているのですけれども、この総会はこれとは別途また開かれるという、そういう理解でよろしいでしょうか。</p>
指 導 室 長	<p>そのとおりでございます。</p>
石 井 委 員	<p>そうですか。ありがとうございます。</p>

上野委員	<p>全国学級経営研究会は第46回。東京都小学校学級経営研究会が52回ということで、これだけ今まで重ねてきているわけですね。そうすると、これに対しての江戸川区教育委員会に対する後援名義使用の申請が出たことが、これまで何回もあったでしょう。今回初めてですか。</p>
指導室長	<p>過去の申請履歴を調べた結果、申請がございませんでしたので、今回が1回目の申請ということで。</p>
上野委員	<p>履歴では後援名義申請というのはないということで、わかりました。</p>
古巻委員	<p>本区の小学校が会場ということは、運営的にもかなりの人数、役員とかそういう人の関係とかというのは負担が生ずると思いますが、地元でこれを行うという何かメリットというのは、あるのですか。</p>
指導室長	<p>学級経営という分野は他の教科等と違いまして、学級経営の時間というようなものはございません。これは教員が日々の教科等の授業やその他の学級活動を通して学級そのものをつくり上げていく、そういったことが学級経営というふうな意味になっております。そういう意味では、教科等で具体的な授業としての形の中で、どのような学級経営の視点をもって授業を行い、学級づくりに生かしていくかという視点で、非常に参考になる取組みかなというふうに思っております。そういった研究発表会が本区で行われ、そこに参加をする教員が本区の中から多く参加がしやすくなるということについては、本区にとっては大きなメリットがあると考えております。</p>
蓮沼委員	<p>中学校もそうなんですけど、特に小学校の場合には、いきなり大学卒業して教員になって担任するというケースがほとんどなので、学級経営について結構悩んでいるケースが多いですね。</p> <p>そういった中で全国からある程度力のある方たちが集まって、実践の報告をしたり発表したりといったものに参加して、そういうやり方もあるんだなと、自分も今度それ取り入れてみようかなと、いろいろ学ぶところが多いと思うんですね。</p> <p>普通だと遠くまで行かなくてはいけないのが都内、しかも区内でできるということはとても有意義で、できるだけ子どもたちの教育に支障のない範囲で授業措置したりしてね、特に新任とか、若手の3年目ぐらいで参加して、授業とか指導力につながればいいと思います。</p>

教 育 長	よろしいでしょうかね。  〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	他になければ、第39号議案は原案のとおり決定することによろしいでしょうか。  〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、このとおり決定いたします。 以上をもちまして、令和元年第17回教育委員会定例会を終了します。  閉会時刻 午後1時34分